

令和6年度 給水装置工事指定事業者研修会

《研修内容》

- 17:15
19:15 1 工事写真撮影と施工上のポイント
- 2 中間検査について
- 3 工事用水について
- 4 書類提出時の注意事項



公益財団法人

仙台市水道サービス公社

- 1 工事写真撮影と施工上のポイント (施行要領 P.88から抜粋)
 - (1) 工事写真は、カラー写真とし、大きさは8×11cm程度とする。デジタルカメラ使用の場合は、データ管理を適正に行う。
 - (2) 工事写真用看板には、申込收受番号、装置場所、撮影年月日、撮影部分、指定事業者名を記入し、工事写真を撮影する。
 - (3) 写真撮影の際、被写体寸法深度等が判断できるようにスライドロッド又はリボンテープ等を使用し、撮影する。
 - (4) 工事写真台帳には、撮影部分の説明を明記する。

(※) 撮影箇所をしゅん工図面に表示してください。

1 工事写真撮影と施工上のポイント

工事写真は、給水装置工事の施工状況が「水道法」や「水道法施行規則」、仙台市水道局の「給水装置工事施行要領」等に規定されていることを確認するための大切な資料になります。

確実に撮影してください。

現場での工事写真撮影のポイントと施工上のポイントは、次のとおりです。

(注意)

この資料では一部加工した写真を使用しております。
ご了承ください。

1 工事写真撮影と施工上のポイント

- ①分岐から宅内第一止水栓まで
- ②メーター周り



止水栓前後の配管長は0.5m以上を確保します。

- ・他の構造物との離隔が確保出来ていること
- ・掘削穴に石塊やコンクリート等がないこと
- ・止水栓やメーター周りで必要な配管長が確保されていること



局が使用材料を指定している範囲においては、指定の材料を使用していることも併せて確認してください。



《指定の範囲》

- ・配水管の分岐部から宅地内第一止水栓まで
- ・メーター周り



1 工事写真撮影と施工上のポイント

《道路工事写真の良い例》

申込收受番号	第	号
装置場所	仙台市	
撮影年月日	令和	年 月 日
撮影部分		
指定事業者		



分水栓用防食フィルムを使用します。



工事写真用看板 (施行要領 P.89から抜粋)

- ・ 指定された工事写真用看板を使用します
- ・ **指定の工事写真看板の設置が困難な場所** (狭小部分など) は、ハンディタイプも使用可
- ・ 電子小黒板は原則使用しない

申込收受番号	第	号
装置場所	仙台市	
撮影年月日	令和	年 月 日
撮影部分		
指定事業者		



スライドロッド等で埋設深度が確認できるようにします。

他の構造物との離隔が確認できるようにします。

1 工事写真撮影と施工上のポイント

③屋外配管

- ・他の構造物との離隔が確保出来ていることが分かること
- ・掘削穴に石塊やコンクリート等がないこと
- ・水抜き栓や浸透枺の設置状況が確認できること

Point! 

継手前後等は、**配管長が確認出来る写真**も撮影してください。

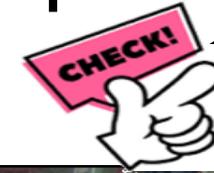


1 工事写真撮影と施工上のポイント

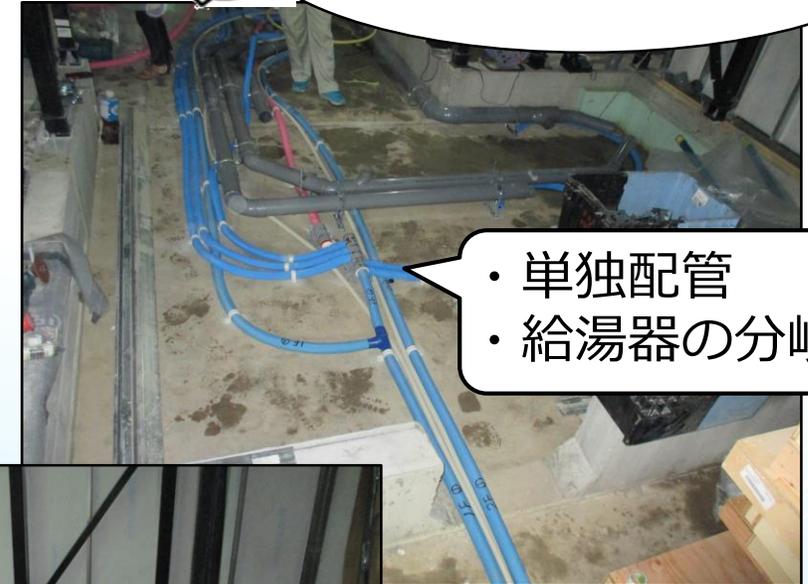
④屋内配管

【ヘッダー工法の場合】

- ・ 給水栓数分の単独配管が分かること
- ・ 給湯器への分岐がヘッダー上流側で行われていることが確認出来ること



ヘッダー配管の場合は、
点検口を設置すること



- ・ 単独配管
- ・ 給湯器の分岐

【先分岐工法の場合】

- ・ チーズ分岐箇所の写真
- ・ 器具立ち上がり部分までが確認できること



- ・ 建物飛び込み



近景の他、遠景でも撮影し配管全体が写る様にするなどの工夫をしてください。

1 工事写真撮影と施工上のポイント

⑤ 器具取付

- 器具との接続状況
- 器具の種類が分かること



⑥ 社内検査

- 水質検査の状況
 - 空の状態の撮影を忘れずに
- 残留塩素の確認
- 耐圧試験の実施
 - メーターBOX内の接続が確認できること
 - 時間経過が分かるように時計を配置する

Point! 容器は、ホ-ロ-製が望ましい。

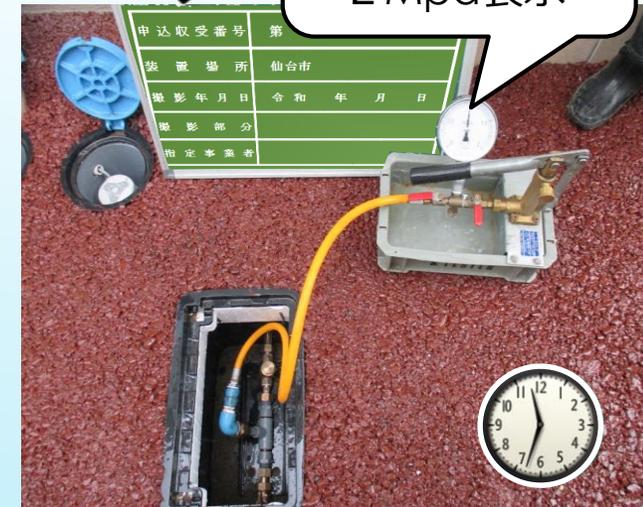


空の状態



採水後の状態

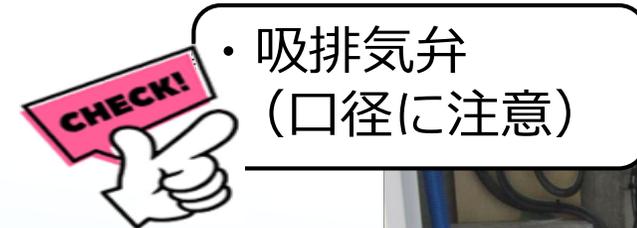
CHECK! 圧力ゲージは、
 • 外径100mm
 • 2 Mpa表示



1 工事写真撮影と施工上のポイント

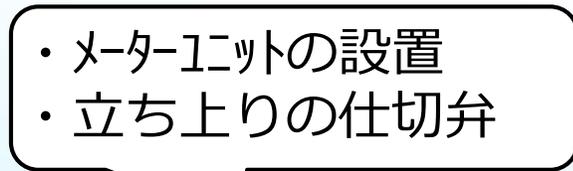
⑦水道番号の章標、水道工事施工業者工事ステッカー

- ・章標は、**メーターBOX内**（φ50mm以上については、隔測標示カウンターボックスの正面）と**建物外部の見やすい場所**に貼り付け
 - 玄関扉や建物の水切りなど
- ・ステッカーは、**建物内**の**見やすい場所**に貼り付け
 - 台所や洗面所、トイレなど



⑧その他（集合住宅や中高層建物の場合）

- ・メーターユニットの設置状況
- ・吸排気弁の設置状況
- ・逆止弁リフト形（バネまたはボール式）の設置状況
- ・立ち上りごとの仕切弁の設置
- ・共用電源の確認
- ・・・など



1 工事写真撮影と施工上のポイント

仙台市給水装置指定材料

メーターユニット (JWWA B129 (参考))

会社名	認証登録番号	口径	備考
(株) キッツ	Z 2 2 5	13~20mm	
(株) タブチ	Z 2 8 0	13~25mm	
前澤給装工業 (株)	Z 2 3 2	13~25mm	
(株) 日邦バルブ	Z 2 4 4	13~25mm	
(株) 竹村製作所	Z 2 9 9 ・ M 2 9 9	13~25mm	
(株) 光明製作所	M 2 8 6	20mm	

(※) メーターユニットは、減圧弁と一体型ではなくかつ、
後付け設置可能な構造ではないものを使用する。

施行要領
P.139抜粋

2 中間検査について

中間検査とは・・・（施行要領 P.80、88より抜粋）

- 現地検査時に確認できない施工部分の検査
- 中間検査でのメーター取付はできません



《中間検査の例》

- ・ 舗装先行による配管部分及び私管分岐・私管分岐止め等
- ・ 受水槽の改造工事で、吐水口空間の検査等
- ・ 共用管の配管状況と、それに係わる私管分岐工事等

中間検査を行った場合でも、しゅん工図書として**施工状況等の工事写真の提出**は必要です。漏れなく提出してください。
耐圧試験や**水質検査**などの工事写真の添付忘れがあるようです。
ご注意ください。

3 工事用水について

工事用水とは・・・（施行要領 P.64抜粋）

「家屋の**新築等の工事現場**で、一時的に給水を必要とする場合に**屋外に給水栓を1ヶ所設置する工事**のこと」 

分岐工事を伴う「工事用水有り」の場合

→ **分岐工事後、工事用水のしゅん工届を速やかに提出し、所定の検査を受けること。**

 **==工事用水の検査で必要な工事写真==**（施行要領 P.89抜粋）

- 宅地内への取出し管がある場合、既設管との接続状況
（分岐工事ありの場合は、分岐から宅地内第一止水栓までの布設状況）
- メーター上・下流 PP 0.5 m以上の布設状況
- メーター上・下流 22°1/2ベンド又は90°ベンドの布設状況
- 丙止水栓・メーター代用管・逆止弁設置状況
- 不凍水栓の蛇口・ハンドルの設置状況

3 工事用水について

工事用水の写真検査を受ける前に、工事用水を撤去している事例がありました。その様な場合は、工事用水としては使用が出来ないことから、「工事用水なし」への設計変更が必要になります。

現場の工程管理を確実に行ってください。

- ・「工事用水有り」の場合の現地検査の手順

集合住宅や
中高層建物の場合

- ① 工事用水を設置した状態で受検
- ② 現地検査が完了後、工事用水を撤去し本設と接続
- ③ 接続箇所^②に漏水が無いことを目視で確認

建築工事等の工程の都合で、現地検査を受検する前に工事用水を撤去する必要がある場合は、「工事用水の撤去願書」を提出してください。

4 書類提出時の注意事項

《工事申込時》

- 配水管更新などにより給水装置の切替工事がある場合は、給水装置の切替図を添付してください。
- 給水装置工事承認申込書に記載する戸番図番号は、調査の上記載してください。
不確実な場合は、鉛筆書きでも結構ですので、必ず記載してください。
- 給水装置工事承認申込書等へ記名押印をする場合、「見切れ」や「かすれ」がないことを確認の上、提出してください。

4 書類提出時の注意事項

《しゅん工届出時》

- 装廃工事の現地検査

社内検査報告書や施工写真などが必要です。

必要な書類を確実に提出してください。

- 工事写真で不備が多い事項

メーター前後など局が指定する範囲において、**管長の確保**が確認出来ないことです。

工事写真を撮影する際は注意してください。

- 擁壁等における露出配管の施工方法

施行要領 P.125及びP.143を参照の上、施工してください。（局が指定する範囲）